

賃借権相続届添付書類

1 戸籍謄本・除籍・改正原戸籍等（相続権利関係者が確認できるもの）

〔 被相続人：出生～死亡まで全ての戸籍
相続人全員：現在の戸籍のみ 〕

2 印鑑証明書（相続人全員）

◆相続税の申告の際に、上記1及び2の書類を使用されている場合は、その写し（コピー）でも可能です。

〔茨木市農業委員会〕